

印鑑登録と印鑑登録証明書

城陽市に住民登録をされている15歳以上の方(成年被後見人の方は除く)は、1人1個の印鑑を登録することができます。印鑑を登録した方には、印鑑登録証を有料で交付します。

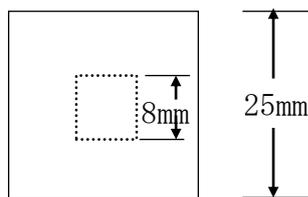
印鑑登録証は、実印と同じくらい大切なものですから、本人が大切に保管してください。

印鑑登録証明書を請求の際には、必ず印鑑登録証をご持参ください。印鑑登録証の提示がないと、印鑑登録証明書の交付は受けられません。

☆ 印鑑登録に係る手続きは、城陽市役所市民課で受け付けています。

《登録できない印鑑》

- 複数の人が、同じ印鑑で登録することはできません。
登録できる印鑑は、1人につき1個のみです。
- 住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名、または氏名の各1部を組み合わせたもので表していないもの。
- 職業、資格、その他氏名以外の事項をあわせて表しているもの。
- ニックネームや愛称、称号などが刻まれたもの
- 動物のシルエットや図柄等をそのまま姓・名に加工したもの
- ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの。
- 印影の大きさが、一辺の長さ8mmの正方形におさまるもの、または一辺の長さ25mmの正方形におさまらないもの。



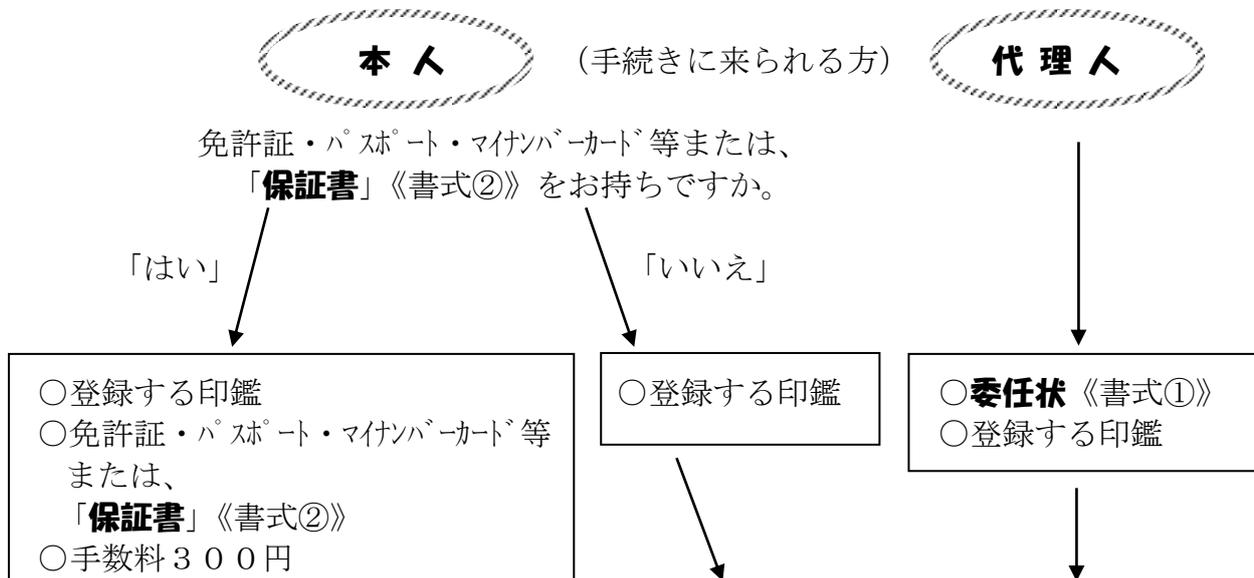
- 印影を鮮明に表しにくいもの、および印影が変わりやすいもの。
(例：逆彫り、外枠が3分の1以上欠けている印鑑など)
 - その他、登録する印鑑として適当でないもの。
- ※ 外国人住民の方で漢字氏名、通称、カタカナで表している印鑑で登録する場合は、住民基本台帳にその漢字氏名、通称、カタカナが記録されている必要があります。

(問い合わせ先)
城陽市役所市民課 TEL (56)-4025 (直通)

手続きに必要なもの

★「免許証・パスポート・マイナンバーカード等」は、
官公署発行の顔写真入りの証明書のこと

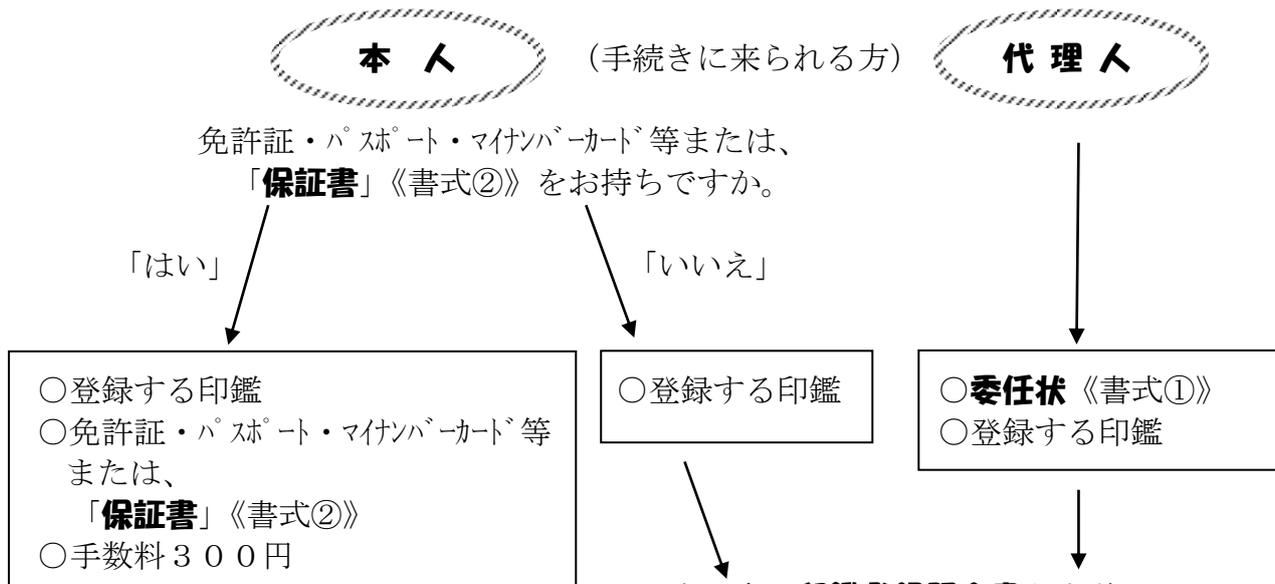
① 印鑑登録をする場合



即日、
印鑑登録証を交付します。

本人宛に**印鑑登録照会書**を郵送し、
後日、その**回答**と**本人確認書類**を
お持ちいただければ、印鑑登録証
を交付します。

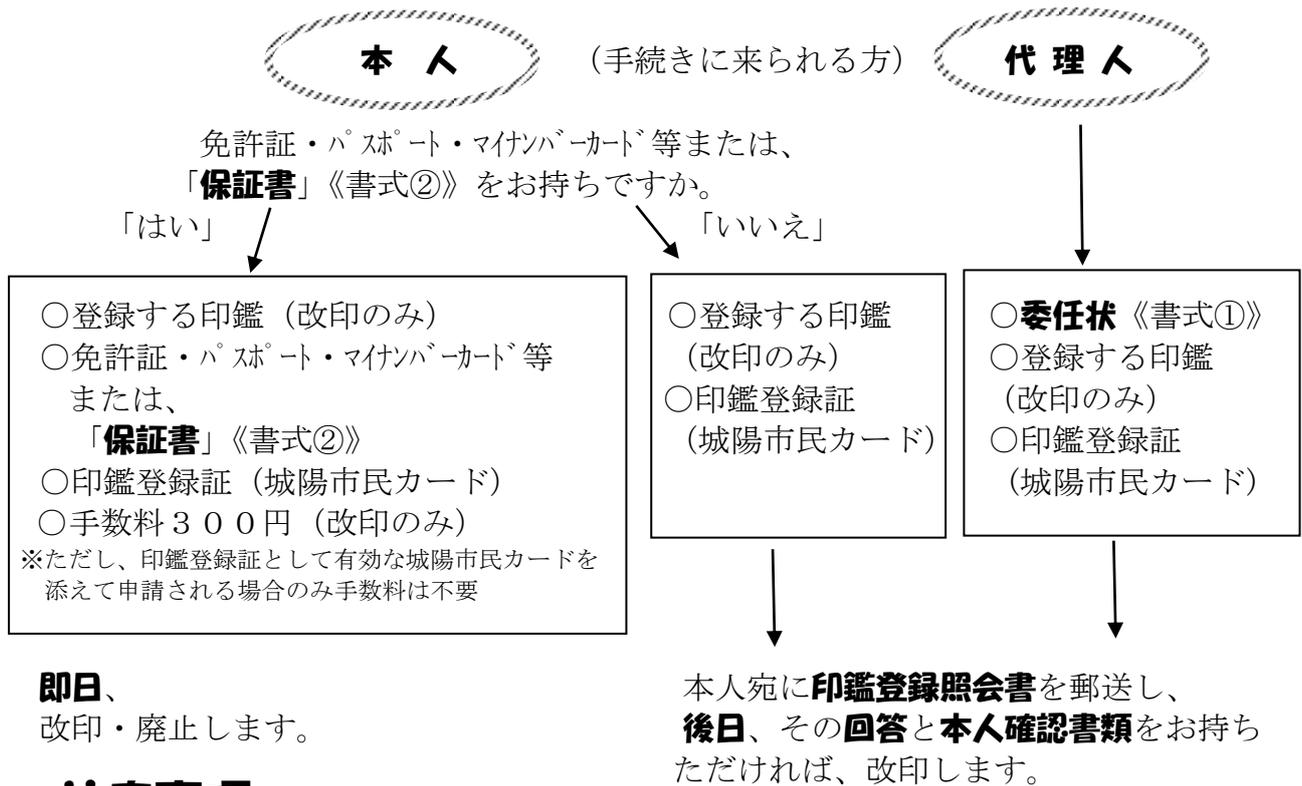
② 印鑑登録証(城陽市民カード)を紛失し、 再度印鑑登録をする場合



即日、
印鑑登録証を交付します。

本人宛に**印鑑登録照会書**を郵送し、
後日、その**回答**と**本人確認書類**を
お持ちいただければ、印鑑登録証を
交付します。

③ 実印を変更する(改印)・印鑑登録を廃止する場合



注意事項

市役所本庁1階に設置されていた証明書自動交付機は、平成28年7月31日をもって廃止となりました。これにともない平成28年8月1日以降「城陽市民カード」は窓口専用のカードとなります。窓口で印鑑登録証明書を請求するときには必要となりますので大切に保管してください。

★窓口で印鑑登録証明書を請求する場合に必要なカード
 「印鑑登録証 (緑色もしくは白色)」または「城陽市民カード (紫色)」



また、平成28年8月1日より市役所本庁1階やコンビニ等に設置されているマルチコピー機で、証明書が取得できるコンビニ交付のサービスが始まりました。利用には、マイナンバーカード (個人番号カード) が必要です。「印鑑登録証 (緑色もしくは白色)」または「城陽市民カード (紫色)」ではコンビニ交付のサービスを受けることができませんのでご注意ください。

★コンビニ交付で印鑑登録証明書などを請求する場合に必要なカード
 マイナンバーカード (個人番号カード)



ただし、利用者証明用電子証明書が入ったものに限る。

書式① ※必ず登録する本人が記入してください

委任状

(代理人) 住所
(方書)
氏名 本人との続柄

私は、上記の者を代理人として下記内容に関する行為を委任します。

平成 年 月 日

- 印鑑登録申請 印鑑登録改印申請 印鑑登録廃止申請
印鑑登録証（市民カード）亡失届 印鑑登録証再交付申請

(本人) 住所 城陽市
(方書)
※自署 氏名

印鑑登録の場合は
登録印を押印してください

印

年 月 日 生

書式② ※必ず保証人が記入してください ※保証人は城陽市で印鑑登録している人に限ります

保証書

平成 年 月 日

(申請者) 住所 城陽市
(方書)

氏名 保証人との続柄

この申請者は、本人と相違ないことを保証します。

(保証人)

住所 城陽市
(方書)

氏名 年 月 日 生

カード番号
登録番号

保証人登録印

印鑑は必ずはっきりと読めるように押してください